

表 28 一ヶ月あたりの返済額

(単位 人、%)

	5,000円未満	5,000-10,000円未満	10,000-15,000円未満	15,000-20,000円未満	20,000円以上	無回答	合計
高校等利用者	18 (26.5)	23 (33.8)	14 (20.6)	6 (8.8)	2 (2.9)	5 (7.4)	68 (100.0)
大学等利用者	2 (1.6)	24 (19.0)	34 (27.0)	42 (33.3)	13 (10.3)	11 (8.7)	126 (100.0)

注)「現在返済している」者について。

次の年には、また半年払いに戻ってしまい、やはり支払いが苦しく、月払いにさせていただこうと思い電話をしたのですが、祝日だったり、私は仕事をしていますので、なかなか電話する時間も無く……。一度の電話で最後まで月払いにさせていただけると助かるのですが……。(高校等利用者)

- ・修学資金と就学支度資金の両方を借入れた為、返済額が月額¥18,611となります。私には高額です。月々の収入の一割以上となりますので、出来る事なら、長期間になりますが、もう少し支払い易い金額にさせていただけると有難いと思いますが……。(高校等利用者)
- ・返済の回数(年数)を短い回数にしてほしいと自立支援員に言われましたが、それは、支援員の方が上司から短期にすることを勧める様に指導されていると言っていました。私は、最高限度回数が何回までとなっているのかたずねました。返済の月額が少ないほど負担にならず、楽に返すことが出来れば、毎月の生活も助かると思っていますからです。回数が短かければ、一回の金額も多くなり滞納の元になる。支援員の方は、長期になると内訳書が手書きになるので……とも言っていました。私の様に毎月の給料が少ないものは、毎月少ない金額の方が、長期返済になっても助かります。(高校等利用者)
- ・下の子の時も借りたが、その時担当の女性の方から無理に返済期間を50回にされた。現在2万少し返済しているのが少々きつい。(大学等利用者)

現在の時点で、6ヶ月未満の滞納の状態にある者が、高校等利用者の22.1%(15人)、大学等利

用者の10.3%(13人)、また、6ヶ月以上の滞納状態にある者が、高校等利用者の17.6%(12人)、大学等利用者の7.1%(9人)いる。高校等利用者は、大学等利用者と比べて1ヶ月あたりの返済額は少ないものの、滞納をしている者が相対的に多い。

しかし図3に示したように、大学等利用者と同様に、高校等利用者もその多くが、返済のために日常生活費の節約をしたり、外出費や交際費を控えたりしている。一方で、高校等利用者では家賃や水道光熱費などの支払いが遅れている者が33.8%(23人)、修学資金の返済のために他から借入れをしている者が23.5%(16人)と、厳しい経済状況におかれている者も少なくないと考えられる。

以下のように、自由回答にも滞納に関する記述や、滞納はしていなくても返済が苦しいという記述が見られる。

- ・自分も子供も収入が少なく、どう返済していけばいいのか悩んでいます。生活保護を受け、自己破産をしている状態で、どうやって支払っているのか悩んでいます。子供の給料だって10万以下で、生活するだけでも大変なのに……どうしていいのか……。 (高校等利用者)
- ・返済が遅れている事に対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています。一度、区役所に相談した所、子供にも協力してもらいなさいと言われましたが、子供は子供で育英会の返済をしているので、なかなか協力して欲しいとは言えません! (高校等利用者)
- ・支払い出来ない時がありました。係の方からサ

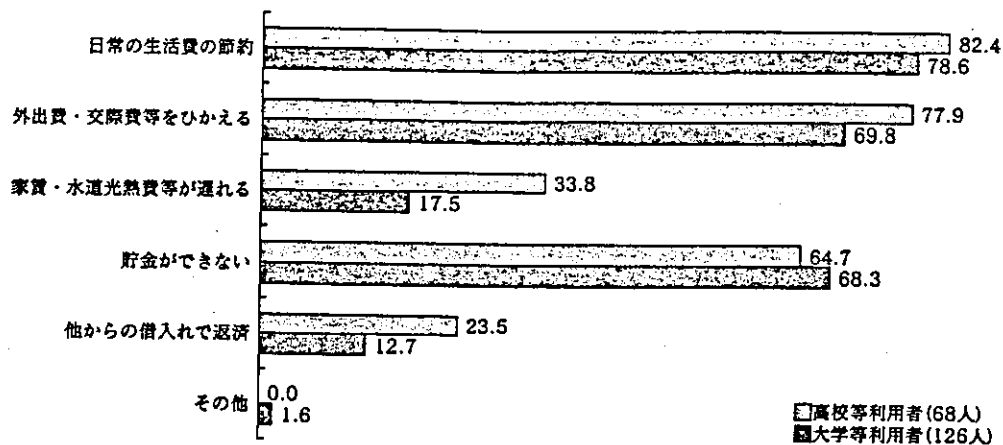


図3 返済によって以下のようなことはあるか (単位 %)

ラ金のようにTELでやられ、体も悪い時でしたし、より悪くなり、支払いもしたくなくなり、今も強く、その気持ちからはなれません。保護課の人と連絡をとり、とても一言では言えません。(高校等利用者)

- ・一時、病気になり入退院くり返す事があり、利用させて頂き、以前の収入も生活保護受けている方よりも半分くらいの収入で、支払いが遅れ、ご迷惑かけました。(高校等利用者)
- ・借りる時は支払いできると思いましたが、途中で病気をし働けなくなった時に返済する事になった時に、借りた事に……二度と借りたくないと思いました。返済は大変だという事も、借りる時は何があっても返済するという事にも、心構えが必要だと思います。(高校等利用者)
- ・高校の後、子どもは短大の進学を希望し、ダメならあきらめると言われたが、何とか行かせてやりたくて、母子寡婦福祉資金も借りましたが全然足りずに、他からも借入したので返済が大変です。一ヶ所でまとめて借りる事ができたら、複数の返済にならなくて、もう少し返済も楽になるかと思えます。(高校等利用者)
- ・今、10万そこそこのパート事務で返済しています。かなり苦しいです。少し前、4ヶ月位まで他の会社に勤めていた(リストラされた)が、数回入院し、退院してから返済の猶予をお願いしましたが、ダメと言われました。体力的につらかったので少しでも体を楽しみたいと思ったのです

が、無理して働いてまたダウン。そしてリストラです。手足がその無理のせいで動きが悪くなり、そんな体でもやとってくれる会社はパートの安いのみありませんでした。体が回復するまで猶予してくれてたら、今こんなへたな字を書かなくてすんだのに。手足が悪くなければ、もっと高い給与の会社に行けたのに。(高校等利用者)

- ・公立高校受験の失敗により、私立高校に行く事になり、高額の入学金、月謝の高さが家計にひびき、その為、お借り致しました。本人の希望により翌年、公立高校を受験し、合格したのですが、学校が変わった為、その年から支払いを始めました。そのへんをもう少し考えていただけたらと思いました。正直、その年の支払いはきつかったです。(高校等利用者)
- ・20年返済でお願いし、あと4年位で支払いが終わります。母子家庭になってからは、二人暮らしで生活してきましたが、親に頼ることは無理な中、自分が病気になった時、又死んだ時などの不安の中、娘にも話をし、きりつめてきりつめて生活しました。娘が高校2年の時、足を悪くして仕事をやめざるを得なくなり、失業しました。(高校等利用者)
- ・私は、子供が4人いまして、4人目は現在小学6年ですので、上の子達3人がお世話になりまして、大変ありがたく思っております。ただ、今現在私の仕事が急にリストラになり失業中

で、子供達も安定職につかずに数か月分滞納しており、迷惑をかけていますが、次回の児童扶養手当等でお支払いを済ませたいと思っております。(大学等利用者)

- ・金銭面で大変お世話になり、感謝しております。他に会社の負債があったため、未だに返済しておりますが、なるべく早く返済したいと思っております。(大学等利用者)
- ・卒業後の五年間に自己破産や失業・介護と、私(母親)に変化があり、生活を維持するのが精一杯でした。思う様に返済できず、心苦しい毎日と不安と様々な要因と思われるけど、家族の死やストレス等で胃潰瘍が発症し、最悪の五年間でした。今年から正社員で仕事も見つかりましたので、返済も可能になるかと思いますが、月々の返済が1万円未満なら無理ではないと思えます。(大学等利用者)
- ・返済が大変です。借入時に働いていた会社をリストラになり、収入も減って困っています。保険の満期が来るまで返済を待ってくれるようなのだが、解約して払えと言われ、仕方なく解約しました。今は、分割にしてもらって返済しています。(大学等利用者)
- ・10年間の返済予定で借入れましたが、後今年1年残っております。人生何があるかわからず、借入れ時と今では自分自身の状況がすっかり変わってしまいました。何とかやりくりしながら返済しておりますが、大変な思いでいます。(大学等利用者)
- ・据置期間を一年にしてほしいです。子どもが少ない給料で自活するのは大変です。卒業に出費、就職のために出費、アパートをかりたりする為出費。卒業し、就職する年は出費が大きいため、心身ともにヘトヘトになりました。その年すぐ返済するのは大変です。(大学等利用者)
- ・借りた年は違っても同時に返済がはじまるのが、すごく辛いです。(2年制の専門学校)出来れば少しずつしてもらえるといいのですが、子供は借りて学校に行けて社会人になれたので、贅沢な要望でした。(大学等利用者)

(7) 修学資金を利用した感想

図4は、この修学資金を利用した感想についてまとめたものである。修学資金を利用して学校に行くことができたこと、無利子であること、公的な制度で安心して利用できたことが、高く評価されている。また、修学資金を利用することで出費が抑えられ、結果として生活の安定につながったという者も7割を超える。

一方、半数以上が、連帯保証人の設定に抵抗があったとしている。利用にあたって世帯状況を確認されることに抵抗があったという者は、高校等利用者35.1%、大学等利用者22.0%となっている。また、3割を超える者が、返済が不安だとしている。

母子自立支援員に対する評価として、関わりがもてて良かったという者は高校等利用者の48.9%、大学等利用者の54.1%であるが、以下の自由回答にも見られるように、人によってその評価は分かれている。なお、2割強の者は、修学資金以外の生活や健康のことなどについても相談できて良かったとしている。

自由回答には、これらに関わる感想が記述されている。また、今回の調査に対する意見などもあった。

〈制度に関するもの〉

高校等利用者

- ・毎月振込用紙が送られ、その都度金融機関に支払いに行っているが、面倒である。銀行引落にしてくれたら、便利で助かる。(今のところ、その方法は出来ないと言われた)
- ・毎月の振込みが負担。銀行引き落としにしてほしいと思っている。
- ・2人目の子供に福祉資金を申し込んだ所、だめでした。上の子が高校・専門学校と借りているため、いくら子供と2人で返して行く事が条件でも、金額的に上限は有るのでしょうか？銀行などは母子が理由？かどうかわかりませんが中々借してもらえないのでは？必ずことわれます。
- ・この制度があって大変助かりました。なかった

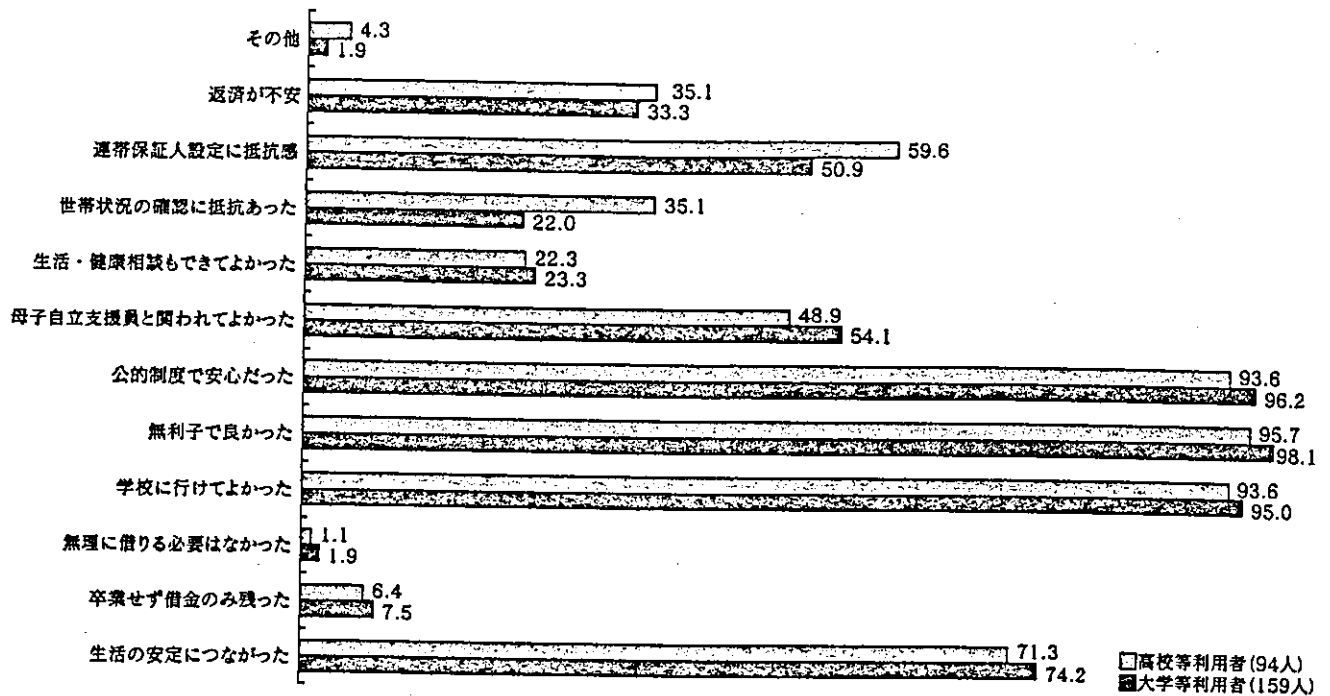


図4 修学資金を利用した感想(単位%)

ら進学できなかったと思う。高校を卒業後進学(専門学校)しましたが、卒業迄の学費2年目等で、支払うのに苦労した。借入金額がもう少し多く出来たら、とても安心できたと思う。母子相談員の方がとても親身で心強かったです。

- ・大学に行く時と二人目の子供が高校に行く時にも申し込んだが、他の奨学金制度を使うように言われ、そちらがだめだったらもう一度来て下さいといわれました。なぜ?
- ・他の奨学金と比較して手続きがめんどろで金額が少ない。
- ・高校・専門学校と借入れ額も大きくなり、将来の返済に対し不安をおぼえる。
- ・大変でもなかったが(深く考える子ではないので)「在学証明書」をもらわねばならないのが、親として少し苦痛を感じました。でも現実の姿を見せる事も大事なので致し方ないと諦めました。

大学等利用者

- ・毎月払込するが、私の銀行等から引き落としとかなになると楽と思います。働いているとなかなか払いに行く事が出来ないので心配です。
- ・今も毎月返済中ですが、毎月銀行・郵便局へ持

参が、半日の休みがない時、大変です。引き落としも希望したいと申し出た時もありましたが、だめですね。でも私はお陰様でとても助かり、又子供も頑張ってくれて返済してくれていますので助かります。ありがとうございました。

- ・返済方法は「銀行引き落とし」にしていただくと助かります。毎月のことですので……。この制度には大変感謝でした。
- ・はなれて暮らしていた息子が大学に入って間もなく、突然私に学資負担の依頼が来て、途方にくれましたが、相談に行った区役所の窓口でこの制度を知り、どうにか融資を受けることが出来、本当に助かりました。ありがとうございました。今、必死に返済しておりますが、出来ましたら返済方法は銀行の自動振替にしてほしいと思います。
- ・余裕がある時に多めに返済したい時もあるので毎月送られてくるより先に支払い用紙が欲しいです。
- ・返済方法ですが、1月のうちに二度返済日がある時がありまして困りました。(月初めと月末) 自営をしていますので何とか返済してきましたが、この不景気で圧迫感があります。もし改善

していただけると今後借りの方が良いかと思
い、記述させていただきました。

- ・2人の子供が大学と専門学校へ進学しましたた
め、お世話になりました。母子の家庭です。資
産家、預金等のある方は、特に問題はない事と
思いますが、現実には母子家庭での学費は大変な
事です。仕事にて申込み手続きへ行けず、他で
借入をしてしのぎ、学費振込後、申込み手続き
は受付けてもらえず、つらい事もありました。
借入金額と一年に必要な学資の受け取り扱い
等の幅をもっていただきたく思います。
- ・私が体調を悪くして生活をしていくのに大変で
した。今も大変です。それで大学の日本育英会
から支援をしていただきました。日本育英会は
急用で出しましたのでとっても早くでした。
学費も後期分を3回～4回に分けてと大学にお
願いをしています。母子の福祉貸付金、3月、
4月と貸付をしてもらうととっても助かります
のですが……朝と夜と仕事に行ってますので体
にきました。
- ・一人目の時はすんなり借入れができたが、二人
目は文部省管轄の大学ではなかったため、借入
れが出来ず、利息の伴うものになった。借入れ
が難しいので頼みにいくのにずいぶん大変であ
る。
- ・修学金にいたっては、どこから借りても無利子
であってほしい。

<職員に関するもの>

高校等利用者

- ・まずお借り出来た事に感謝しております。おか
げ様で元気で立派な大人に成長する事が出来、
幸せにいらしている娘を見るにつけ、本当に感
謝しています。ありがとうございました。自立
支援員の方の心あたまる対応は、いつも頭が
さがりました。子供をかかえ、不安ばかりの中、
心強いアドバイス、生きていくのに本当に支え
になりました。どうぞこれからも私の様な方へ
のあたたかいお言葉かけてあげてください。ほ
んのささやかな事でも大きな支えになります。
ありがとうございました。

- ・一生懸命勉強したい子の為にとっても良かったと
思います。母子家庭と言うハンディの中とても
助かり高校、専門と進み、現在は保育士になり
働いております。姉弟と2人共借入れしました。
でも借りる時、きつい言い方をされ、とても傷
つきました。借りても返済できるのかいと自
信はなく、とても悲しかったです。今は後少々
の返済になり喜んでおります。
- ・相談員のなまいきな態度、嫌な気持ちにさせら
れた。偉そうに説教された(何で?) (2人の子
供が利用しているが二度も……)

大学等利用者

- ・相談員の方は大変ご苦労をされていると思いま
すが、返済が困難な時も一人一人の状況をよく聞
いてくれて励まされました。この制度があつた
ので、変な所から借金をしないで良かったです。
- ・滞納があり、申し訳なく思っていますが、窓口
担当の方が大変親切に対応して下さい、感謝し
ています。完済したい意志を理解した上で、返
済方法の詳しい手順も知らせていただいて安心
して、返済の努力を見守ってくださるその対応
はありがたい事と思っております。
- ・お金を借りてとても助かりました。借りる時に
子供と一緒にいった時に、係の人が子供にお金
を返すようにちゃんと説明してくれました。
- ・制度はすばらしいもので、母子家庭の子も大学
へ進学出来るという希望をもちました。自立支
援員の方も大変親切で、いつもやさしい言葉を
かけてくれ、返済相談後も励ましの手紙も頂き
ました。嬉しかったです。一つ残念な事は、区
役所の窓口の職員が、この制度の手続きが良く
理解されておらず、住民票等を余分に用意させ
られ経費・手間もかかった。良い制度なので職
員の方々も十分にシステム等を理解されておく
べきだと私の場合は思いました。
- ・年に1回、借入れの手続きに区役所に2～3回
行く度に「これは借金ですから」と言われるこ
とに抵抗があります。相談員でも事務的な対応
の為、相談という感じでなく、単に借金の手続
きという感じです。

- ・福祉課の担当の女性の対応が無神経で思いやりに欠けます。生活苦の母子家庭の母親がどんな思いをして窓口に行くか、もっと人間味のある人の痛みのわかる人間を置いてほしい。二度と世話になりたくないと思いました。福祉課の窓口で傷つく人はたくさんいます。(そっちの調査も必要では?)借りれた事には感謝しています。
- ・私の場合は主人の突然の死去により、心の準備のないまま母子家庭となりました。その為、この様な制度があると知り、随分と勇気づけられたのを覚えております。しかし、支払い方法や職員の態度、支払い用紙等々のプライバシーの侵害など様々な感情を持っております。感謝しつつも反面来年進学予定の次女には資金援助を申し込むつもりはありません。もう少し本人の立場にたって、思いやりのある職員の対応を望みます。
- ・2人目の子供の進学にも借入を致しましたが、私の働きと子供のアルバイトで学校を続ける事が出来なくなり、2人目は一年で退学し、仕事につきました。今は、2人分の支払いを続けています。支援員の態度に失望しました。支援員の方から借りるのではない事、理解していただきたいと思ひます。

〈アンケートに関するもの〉

大学等利用者

- ・アンケート結果がどのような形で資料となるのか最終的な形を知りたいです。調査対象となるデータの流出が安全なのでしょうか?
- ・今回のアンケートの実施について主旨は理解できます。しかし、個人情報(貸付を受けたものの氏名・住所その他)が、承諾なしで流れたことに驚きました。

〈その他〉

高校等利用者

- ・無利子で、卒業後本人が支払っていける、という母子世帯にとってありがたい制度を知ったおかげで進学出来ました。本人の努力によって就職後返済続けています。
- ・どうしても母親だけの収入だけでは、子供の進

学は無理です。このような制度があるおかげで、息子も好きな自動車の勉強が心おきなくやれている様子です。本当に助かりました。

- ・短大の方も後二年で返済ができます。この制度を利用した事で学歴が身につきました。
- ・二人の子供が無事卒業でき、生活が大変でしたが、この母子寡婦福祉資金を利用して助かりました。又、ありのままに子供達に話してきて、長男は私を助けてくれまして、長女は結婚して、高校卒業出来て良かったと話してくれまして。
- ・生保の者でも本人資格修学金があれば、体に負担のかからない仕事ができるので、自立できる制度があったらと思ひます。
- ・母子福祉資金の貸付けを受け(二人目の時)、二人の子供を無事卒業させる事が出来、大変感謝しております。
- ・利用できた事で子供を出学、相談員の方にも助言を頂き、私も今は知人の紹介で仕事につき、病院通院しながら仕事をしております。有難い事が沢山ありました。人に恵まれるという事の有難さを子供にも伝えております。
- ・長男の高校入学で利用いたしました。3歳下に長女もいましたので、少しでも経済的にゆとりを持ちたかったので、借りました。その後、長女は本人の希望で短大進学のため利用し、現在本人が返済しております。
- ・兄弟そろって借りていますが、本当に大変なすかっています。下の子が大学行く時にもぜひお願いしたいと思ひます。
- ・こういう資金があつて非常に助かりました。これからも一生懸命頑張つてる人たちのためにもこういう制度は継続してほしい。
- ・この制度がわかり、利用することが出来、当時とても助かりました。ありがとうございます。これからも続けてもっと利用しやすいようにして下さい。
- ・子供が就職後、再婚しました。夫には、一応話はしてありますが、結婚前の借入金という事で何となく心苦しい気持ちで書類関係は見せない様に返済してます。娘には親が高校まで卒業さ

せたという意地もあり、返済は私がしておりますが、私に何かあった時は自分で支払う様にと話をしてあり、本人もその気持ちで夫になった人にも話してあるそうです。でもこの資金を受けていた事で、本当に安心感がありました。ありがたく思ってます。無利子なのが有難かった。その分、何かの時に寄付などさせてもらってます。

- とても入学の時は、助かりました。でも返せない人が多いと聞き、無理もないと思いました。でも親として子供のことは責任があります。そして返済していくことで次のお子様達が私と同じよう、助けられますようにと返済は必ずするつもりで居ります。本当に助けられました。ありがとうございました。
- 必要な時にこのような制度がありましたことは大変に有難く感謝して居ります。このような制度も国民（市民）の税金で運営されていますので、良き市民として又、何らかのかたちで世の中に役に立ちたいと思います。厳しい今の不況の時も助け合い、少しでも向上する援助制度の続くことを祈ります。
- 無利子で借入れでき、大変助かりました。
- 進学させる事ができて感謝しております。又、海外の学校への進学は前例がないとの事であきらめました。現在、留年したため、返済が不安です。
- 後で知った事ですが返済しなくても当の本人が市内で5年以上働く事で、返済しなくてもすむ福祉資金もあるようですね。後2～3年、返済がありますが、少し大変な時もあります。
- 当時は大変な事情もあって落ち着いた生活が出来ず、役所へ足を運ぶのも制度の内容を調べるのも熱心に出来なかったのが残念でした。ですが当時はこの借入れも少しは支えになりました。別のことになりましたが、生活保護の実態をきちんと調べて欲しいと思います。そして母子家庭の母には、何とか仕事を優先的に確保して欲しいと思います。例えば役所関係の清掃業務など。生活保護受給者に対してもです。

- 仕事のない人の臨時の募集で決まった仕事なので、一年間だけなので次の仕事子供も今はなかなか仕事もなく、すぐみつかるかとても不安です。

大学等利用者

- 進学にあたり資金の相談にのっていただき、毎日お金の事で心配していたのが、貸していただけるという答えに肩の荷がおりたのをとてもありがたく思ったのを今でも思い出されます。
- 子どもも安心して学校に行けました。卒業してみると、とても助かりました。感謝してます。下の子は、利用しなかったのですが、今考えると少し後悔しています。2部に進学したのですが、やめました。
- 今回、長男、次女共この制度を利用させて頂きました。私は母子家庭で、当時は仕事もパートだった為、余裕はなく、この制度のおかげで今春、2人共無事、卒業する予定です。有難うございました。
- この資金がありましたので、大学へ行く事が出来、本当に良かったと思っています。感謝しております。
- この制度があつて本当に助かりました。子供が学校に行けて就職が出来たのも福祉資金のおかげと感謝しております。ありがとうございました。
- 借入ができない時は、進学させないつもりでしたので、とても感謝しています。ありがとうございました。
- 子供に学校に行きたいと言われた時、この収入で返済の事や利息の事が心配でしたが、この制度のおかげで学校に行かせられたので、大変ありがたく思いました。
- とっても良い制度だと思っています。私自身、本当に助かりました。これからも継続していただきたいと思っています。
- このような制度があり、本当に助かりました。これがなければ専門学校にやれなかったと思います。この思いが一番大きく心にあります。他に何かあるかと問われれば多々ありますが本当

にありがたいと思っています。

- お借りできて娘共に喜んでおります。その時、もう少しお借りしたく思いました。かならず返しますからと心から思いました。長男の時もお借りしたら息子も学校の先生になれたのにとその時、福祉資金の事を知りませんでしたので、残念です。
- 10年間無利子で借りて大変に助かりました。後1〜2回で終わります。借りた子供が一生懸命働いて、きちっと返済に努力して居ります。もう29歳になります。親の方もほっとしている所です。大変に有難うございました。
- 長男が東京の私大に行き、計画がくるい、次男の進学にあたり利用させていただきました。次男は市内の大学でしたので、入学金と授業料だけでしたので、生活の安定につながりとても助けられました。この制度があつて本当に良かったと感謝しています。支払いはあと3年で終了します。ありがとうございました。
- 資金を借りて息子は大学を卒業し、希望する会社へ就職して現在5年目で働いております。本当にありがとうございました。
- 学年途中より制度を知り、途中からの利用でした。初めに知っていればと思う事もありました。無利子でお借り出来た事、とっても助かりました。
- 当初この様な貸付資金制度を知らずに、民間の銀行で進学ローンをお願いしましたが、断られました。知人に母子福祉資金の事を聞き、利用する事ができて、とても感謝しています。
- 借用することで子供を大学へ入れることができ、大変感謝しています。この制度がもっと広くゆきわたり抵抗なく借入できるようになって欲しいと思います。
- 母子家庭でも進学したい人はたくさんいると思います。こういう制度というか、利用できたことは、良かったです。
- おかげで子供に不安を与えずに学校へ行かせてあげられたのでとても感謝しています。返済も大きすぎず、滞りなく返していく事ができます。
- 無利子で借りる事が出来、大いに助かっています。子供の自覚にもつながり親子で協力して返済していこうと考えています。
- 現在の片親の(母子)福祉については、大変感謝しております。おかげ様でいろいろ援助等が受けられ、自信を持って子供を育てる事ができました。今後も老人・片親の福祉において更なる向上を願います。
- 私の失業、疾病と大変な時でしたので、とても助かりました。
- 預金で学校へ行くことは、出来たのですが、自分が病気をもっていたため、その後の生活が不安な為に利用させていただきました。おかげで助かりました。ありがとうございました。
- 離婚して当初は預金などで進学させるつもりでしたが、この資金の事がわかり、利用した事によりあまり預金を使わず卒業させる事が出来て良かったと思っています。
- 利用させて頂き、ありがとうございました。只、返済していない人も多いと聞き、残念に思います。能力も意欲もありながら経済的な事情で進学できない、これからの人達の為に自分が助けられた時のことを考え、きちんと返済して頂きたい。利息も無く、月々の返済は、決して重荷ではない筈だから……(因みに当家の下の子供は、現在返済中です)
- とても良い制度だと思います。特に無利子なので助かりました。もう少し多めに借用できたのなら、生活も楽だったと思いますが、(私が借用した時は1月最高42,000円だった様に思います)返済の事を考えるとむずかしいものがあります。
- 助かりました。返済は楽ではありませんが、滞納のないようお返しするつもりです。
- 後もう少し残金が有るので終わるまで頑張ります。ありがとうございました。
- 子供が学校を卒業して10年になりますが、初めの頃は、借入主である私(母親)が支払っておりましたが、4度ガンの手術を受け、仕事も続けられなくなり、今年の2月より一人暮らしに

なったため、生活保護を受けており、支払いは子供がしております。下の子供は私立の4年制大学に日本育英会の奨学金を受けて3年前に卒業し、総合職として就職し、昨年結婚致しました。

- 他から借りる所で返済しなくても良いところがある事がわかりました。それならそこから借りた方が子供に負担をかけなくてすんだので、子供に申し訳なく思っています。
- 私の場合、子供が在学中の離婚でしたので、参考にはならない様な気がします。私の場合は、資金を借りて子供も大学卒業出来そうですし、資格によって就職も内定し、本当に助かりました。最初からの資金となると四年間母子家庭で通学させる事は、大変難しいと思います。特に、私大となると大変です。無利子はこれからも続けてほしいと思います。
- 利用できて良かったです。残念なのは、単位不足で学校を続ける事が出来なかった事です。(親の責任だったと思います) アルバイトがきつかったので、休みがちだった。
- とても良い制度があって良かったと思いますが、子供が途中で退学し残念に思っております。父親が家出してとても生活が苦しかったので、助かりました。この制度が無ければ、大学や高校に入りたい子が入れないのです。

4. まとめ

収入が低く、子どもの就学に必要な費用を準備するのが難しい母子世帯にとって、この修学資金は、子どもの就学と卒業、それに伴う学歴や資格の取得を可能にするものとなっている。これは、修学資金の意義として重要である。また、公的な制度であり、さらに無利子で利用できることが、借入れの不安を軽減し、子どもの進学や就学をあきらめざるを得ないという事態を防ぐことに寄与している。

しかし一方で、調査を通じて、いくつかの制度上の課題や問題点も明らかになった。仕事に就き、家計を支えている多くの母親には、借入れの申し

込みに出向いたり、必要書類をそろえたりするための時間を取るのには、そう容易なことではない。さまざまな母子世帯の現実の生活に沿った制度の運用を考える必要がある。

連帯保証人の設定についても同様のことが言える。連帯保証人になること、なってもらうように頼むことは、現在の社会では簡単なことではなく、さらに、こうした公的な支援を切実に必要とする世帯ほど、連帯保証人の設定が困難である者が多いことが予想される。母子寡婦福祉資金と同様の、社会福祉における貸付である生活福祉資金では、世帯主が無職であったとしても、その世帯主を連帯借受人とし、就学する子どもを借受人として、連帯保証人を設定せずに利用することが可能である。母子寡婦福祉資金においても、連帯保証人を設定せずとも利用が可能になる方法を検討する必要があるだろう。

また、後の返済の負担を少しでも軽くしようとの配慮から、母子寡婦福祉資金の貸付の現場では、必要最低限の費用のみを貸すようにしていることも多い。しかし、子どもの就学には入学金や授業料のような直接的な費用以外にも、さまざまな間接的な費用が必要であり、借入れた金額だけでは足りない世帯も多い。さらに修学資金や支度資金の貸与が学校の納入期限に間に合わないこともある。修学資金だけでは不足する、あるいは納入が間に合わないために、結局、他から借入れをしなければならないこともあり得る。その場合には借入れ先が複数になるため、かえって返済の負担は大きくなる。負担が大きくなれば、生活の不安定化や、返済滞納に陥るリスクも高くなる。返済中の世帯の中には、日々の生活に直接関わる水道光熱費などの支払いにも苦労している、あるいは、他から借入れをしてこの資金を返済しているなど、修学資金の返済のために日常生活が逼迫している世帯もみられる。今後さらなる分析が必要であるが、世帯の実情を考慮しないままに滞納への対応や指導がなされれば、これらの世帯をさらに追い詰めることになるだろう。

経済的な面で子どもの進学や就学にハンディの

ある母子世帯の現状をふまえたうえで、これらの
世帯にとって利用しやすく、子どもの就学がより
容易になるような制度のありかたを考えていく必
要があるだろう。

I 母子寡婦福祉資金の利用の内容についておうかがいします

4. 借入れ内容を教えてください。

- ①修学資金のみ ②修学資金と就学支度資金

5. 借入れの総額はいくらですか。

- ①10万円未満 ②10万円～30万円未満
③30万円～50万円未満 ④50万円～100万円未満
⑤100万円～150万円未満 ⑥150万円～200万円未満
⑦200万円以上（ 万円）

6. 借入れた金額でお子さんが学校に行くのに足りましたか。

- ①足りなかった →7へおすすみください
②足りた →9へおすすみください

7. 上記6で「①足りなかった」という場合、ひと月あたり、何円くらい必要でしたか。

(ひと月あたり 円くらい)

8. また、上記6で「①足りなかった」という場合、足りない分はどうしましたか。次のそれぞれについて、「①はい」か「②いいえ」のどちらかを選んでください(→回答がすみましたら9へおすすみください)。

- 8-(1) 預貯金を使った (①はい ②いいえ)
8-(2) 生活費を切り詰めた (①はい ②いいえ)
8-(3) 生活保護費からおぎなった (①はい ②いいえ)
8-(4) お子さんがアルバイトなどをしておぎなった (①はい ②いいえ)
8-(5) ローンなどの他の借入れを利用した (①はい ②いいえ)
8-(6) 補えなかったため退学した (①はい ②いいえ)
8-(7) その他()

II 母子寡婦福祉資金を利用することになったいきさつについておうかがいします

9. この貸付制度を何で知りましたか(どこで知りましたか)。

- ①市役所・区役所・役場(母子自立支援員、生活保護ケースワーカーをふくむ)
②パンフレットや広報誌 ③民生委員 ④知人の紹介 ⑤学校の紹介
⑥その他()

10. この貸付制度の利用に、次のようなできごとが関係していましたか。それぞれについて「①はい」か「②いいえ」のどちらかを選んでください。

- 10-(1) あなたの失業 (①はい ②いいえ)
- 10-(2) あなたの疾病 (①はい ②いいえ)
- 10-(3) あなた以外の家族の失業 (①はい ②いいえ)
- 10-(4) あなた以外の家族の疾病 (①はい ②いいえ)
- 10-(5) 預貯金の不足 (①はい ②いいえ)
- 10-(6) 他の負債の返済 (①はい ②いいえ)

11. お子さんが学校に行くにあたり、母子寡婦福祉資金以外の借入れを利用することを考えましたか。

- ①他の借入れも利用した →12へおすすみください
- ②考えたが利用しなかった →13へおすすみください
- ③考えなかった →13へおすすみください

12. 上記11で「①他の借入れも利用した」場合、どのようなものを利用しましたか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- ①国の教育ローン ②日本育英会(日本学生支援機構)
- ③銀行のローン ④国および銀行以外のローン ⑤その他()

III 母子寡婦福祉資金の申し込み手続きについておうかがいします

13. この資金を利用するにあたっての手続きはいかがでしたか。

- ①簡単だった ②めんどろだった

14. 申し込みに必要な書類をそろえるのはいかがでしたか。

- ①簡単だった ②めんどろだった

15. 貸付までの日数はいかがでしたか。

- ①日数はかからなかった ②日数がかかりすぎた

16. 連帯保証人についてはいかがでしたか。

- ①すぐに見つかった ②探すのに苦労した

17. 連帯保証人になったのは、あなたから見てどのような方ですか。

- ①親 ②きょうだい ③子ども ④その他の親戚 ⑤知人
- ⑥その他()

18. 申し込みのときに、お子さんとこの資金を借りることについて話合いましたか。

- ①話合った ②とくに話合わなかった

19. では、返済については、お子さんと話合いましたか。

- ①申し込みのときに話合った ②あとから話合った ③とくに話合わなかった

IV 母子寡婦福祉資金を利用した後のお子さんの状況についておうかがいします

20. お子さんは学校を卒業しましたか。

- ①卒業した → 21へおすすみください
②卒業しなかった（中途退学など） → 25へおすすみください
③在学中（休学をふくむ） → 26へおすすみください

21. 上記20で「①卒業した」と回答された場合、卒業後の進路を教えてください。

- ①就職した → 22へおすすみください
②進学した → 23へおすすみください
③その他（ ） → 24へおすすみください

22. 上記21で「①就職した」と回答された方におうかがいします。

22-（1）お子さんの勤め先での雇用形態は次のどれでしたか。

- ①正社員・正職員（常勤） ②嘱託 ③臨時（季節雇用も含む）
④パートタイマー ⑤自営・内職 ⑥その他（ ）

22-（2）お子さんの仕事の内容は次の①～⑩のうちどれにあたりますか。おもなものを1つだけ選んでください（→回答がすみましたら26へおすすみください）。

- ①専門的・技術的職業（看護師、保健師、保育士、教員など）
②管理的職業（会社の役員、管理職など）
③事務（一般事務など）
④店員（スーパー・商店の店員など）
⑤営業・セールス（保険などのセールス）
⑥運輸・通信（職業運転手・同助手、荷役など運輸従事者、通信従事者）
⑦農・林・水産業
⑧製造・建設業（製造、加工、組み立て、建設、修理などの従事者）
⑨理容・美容師、調理師などの技能的職業従事者
⑩飲食店などの接客サービス
⑪その他（ ）

23. 上記21で「②進学した」と回答された方におうかがいします。

23-(1) 進学にあたって利用したものがあればすべて選んでください。

- ①母子寡婦福祉資金 ②国の教育ローン ③日本育英会 ④生活福祉資金
⑤その他 ()

23-(2) お子さんは現在、何をされていますか (→回答がすみましたら26へおすす
みください)。

- ①現在も学校に行っている ②仕事についている (アルバイトなどを含む)
③求職中である ④その他 ()

24. 上記21で「③その他」と回答された場合、お子さんの現在の状況は次のうちどれにあ
てはまりますか (→回答がすみましたら26へおすすみください)。

- ①もう一度学校に行っている ②仕事についている (アルバイトなどを含む)
③求職中である ④その他 ()

25. 上記20で「②卒業しなかった」と回答された場合、お子さんの現在の状況として、あ
てはまるものを1つ選んでください (→回答がすみましたら26へおすすみください)。

- ①もう一度学校に行っている ②仕事についている (アルバイトなどを含む)
③求職中である ④その他 ()

V 現在の生活状況についておうかがいします

26. 現在、お子さんと同居していますか。

- ①はい ②いいえ

27. お子さんは現在どのように生活していますか。

- ①おもに自分の収入で生活している
②おもに結婚相手の収入で生活している
③学校に行っているのであなたに扶養されている
④学校は卒業したがあなたに扶養されている
⑤その他 ()

28. あなたは現在、どのように収入を得ていますか。あてはまるものをすべて選んでくださ
い。

- ①仕事によって ②年金 ③生活保護 ④養育費 ⑤養育費以外の仕送り
⑥児童扶養手当 ⑦その他 ()

29. 上記28で「①仕事によって」を選んだ方におうかがいします（選んでいない方は30へおすすみください）。

29-（1）あなたの勤め先での雇用形態は次のどれですか。

- ①正社員・正職員（常勤） ②嘱託 ③臨時（季節雇用も含む）
④パートタイマー ⑤自営・内職 ⑥その他（ ）

29-（2）あなたの現在の仕事は次の①～⑪のうちどれにあたりますか。おもなものを1つだけ選んでください。（→回答がすみましたら30へおすすみください）

- ①専門的・技術的職業（看護師、保健師、保育士、教員など）
②管理的職業（会社の役員、管理職など）
③事務（一般事務など）
④店員（スーパー・商店の店員など）
⑤営業・セールス（保険などのセールス）
⑥運輸・通信（職業運転手・同助手、荷役など運輸従事者、通信従事者）
⑦農・林・水産業
⑧製造・建設業（製造、加工、組み立て、建設、修理などの従事者）
⑨理容・美容師、調理師などの技能的職業従事者
⑩飲食店などの接客サービス
⑪その他（ ）

30. すべての方におうかがいします。あなたの家庭の年収（税込）はおいくらですか。さしつかえなければお答えください。（上記28のすべての合計でお答えください）

- ①200万円未満 ②200万円～300万円未満
③300万円～500万円未満 ④500万円～700万円未満
⑤700万円～1000万円未満 ⑥1000万円以上

VI 母子寡婦福祉資金の返済についておうかがいします

31. 現在、返済をしていますか（あなた以外の方が返済している場合もふくめてお答えください）。

- ①現在返済している →32へおすすみください
②これから返済が始まる →34へおすすみください
③返済は終わっている →34へおすすみください

3.2. 上記3.1で「①現在返済している」と回答された方におうかがいします。

3.2- (1) どなたが返済していますか。あてはまる方をすべて選んでください。

- ①学校に行った子ども本人 ②あなた ③子どもの祖父母
④連帯保証人（連帯保証人が③ではない場合） ⑤その他（ ）

3.2- (2) どこから返済していますか。おもなものを1つだけ選んでください。

- ①給料などから ②年金から ③生活保護費から ④預貯金から
⑤他から借入をして ⑥その他（ ）

3.2- (3) 返済月額はいくらですか（半年賦や年賦で返済している方は、1ヶ月あたりの金額でお答えください）。

- ①5,000円未満 ②5,000円～10,000円未満
③10,000円～15,000円未満 ④15,000円～20,000円未満
⑤20,000円以上（ 円）

3.2- (4) 現在、滞納をしていますか。

- ①していない
②いくらか滞納している（6ヶ月未満の滞納）
③かなり滞納している（6ヶ月以上の滞納）

3.3. 返済のために、以下のようなことはありますか。それぞれ「①はい」か「②いいえ」でお答えください（→回答がすみましたら3.4へおすすみください）。

- 3.3- (1) 日常の生活費を節約している (①はい ②いいえ)
3.3- (2) 外出費や交際費をひかえている (①はい ②いいえ)
3.3- (3) ほかの毎月の支払い（家賃や水道光熱費など）が
遅れることがある (①はい ②いいえ)
3.3- (4) 貯金ができない (①はい ②いいえ)
3.3- (5) 他から借入をして返済している (①はい ②いいえ)
3.3- (6) その他（ ）

VII 母子寡婦福祉資金を利用した感想をお聞かせください

3.4. 母子寡婦福祉資金についてどのように思いますか。以下のそれぞれについて「①はい」か「②いいえ」のどちらかを選んでください。

- 3.4- (1) 公的な制度なので、安心して利用できた (①はい ②いいえ)
3.4- (2) 無利子で利用できてよかった (①はい ②いいえ)

- 34-(3) 利用することで学校に行くことができてよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(4) 貯金などで間に合ったので、無理に借りる必要はなかった (①はい ②いいえ)
- 34-(5) 卒業しなかったため、借金のみが残った (①はい ②いいえ)
- 34-(6) 利用することで出費が抑えられ、生活の安定につながった (①はい ②いいえ)
- 34-(7) 母子自立支援員と関わりがもててよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(8) 生活や健康のことなどについても相談できてよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(9) 世帯状況を確認されることに抵抗があった (①はい ②いいえ)
- 34-(10) 連帯保証人を設定することに抵抗があった (①はい ②いいえ)
- 34-(11) 返済が不安である (①はい ②いいえ)
- 34-(12) その他 ()

35. 母子寡婦福祉資金について、ご意見や感想がございましたら、お聞かせください

以上でおわりです。アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございました。
同封の返信用封筒でご返送ください。(封筒への住所・氏名などの記入は不要です)

なお、この調査では、個別インタビューに応じていただける方を対象に、直接みなさまにお会いしてご意見をお聞きしたく考えております。インタビューには北海道大学および北海道医療大学の教員と大学院生が、みなさまのご都合を聞いてうかがいます。こちらもあわせてご協力をお願いします。

個別インタビューに応じていただける方は、以下にお名前とご連絡先をご記入ください。後日こちらからご連絡させていただきます。

お名前： _____

ご住所： _____

電話番号： _____

連絡して良い時間帯 (_____)

I. はじめに

日本で、子どものいる家族の教育費負担が非常に重いことは、以前からよく知られている(埋橋 1997: 105-121)¹⁾。これまでその負担は、中高年期に増加する父親の賃金と母親のパート収入で賄うという、家族ぐるみの教育戦略で支えられてきた(宮本 2004: 89-95)。しかし、所得の不平等が拡大する中で(橘木 1998; 2004)、教育費の負担能力にも差が現れている。親の失業などによって授業料が払えなくなり、結果として退学を余儀なくされる者が増加している(西山 2002)²⁾。また、家族間格差は単なる所得の格差ではなく、家族資源の格差であり、その資源の差が子どもの教育に関する家族の対応にも影響を与えている(鳥山 2003a; 2003b)。さらに、貧困・低所得世帯で生活する子どもが相当数存在し、特に最近は増加していることも指摘されている(小西 2004; 阿部 2003)。

子どもやその家族の教育費負担を緩和するための制度はいくつか存在するが、生活福祉資金貸付制度の修学資金もそのひとつに数えられる。この修学資金は、同時に社会福祉制度のひとつでもあることが、一般的な奨学金や教育ローンとは異なる。生活保護受給世帯ではこれまで、子どもの進学や就学のために生活保護費から貯金や学資保険をかけることを認められてこなかったため、進学の際にはこの修学資金が利用されることが多かった。しかし、中嶋訴訟の最高裁判決は、貯蓄等による生活保護受給世帯の進学準備を正式に認め、またこの判決を受けて、社会保障審議会などでも教育扶助を高校まで拡大すべきとの意見が出されている。これが実現すれば、修学資金を中心に、教育費負担を支援する制度は大きく変化すると考えられる³⁾。一方で、義務教育段階で行われている就学援助を縮小しようという、逆の動きも出てきている(小西 2004)。したがって今後、貧困・低所得世帯の教育費負担を支援する制度を適切な方向へ変化させる道筋をつけるために、まずは現在の生活福祉資金貸付制度が果たしている役割とその性格を整理しておく必要があるだろう。

そこで本稿では、生活福祉資金貸付制度における修学資金について、教育費負担を支援する制度全体の中での位置づけと、そこで期待されている役割を明らかにする。その上で、利用者調査の結果を用いて、修学資金がその役割を果たし得ているかどうかを検証し、生活保護制度における教育扶助の高校までの拡大という論点とも関連させながら、今後の課題を考える。

II. 日本の教育費支援制度—生活福祉資金貸付制度の位置

1. 教育費支援の家族依存性

「教育費」に含まれる費用の範囲にはさまざまな考え方があるが、ここでは学校に行くために必要とされる費用、すなわち学校に納入する授業料や入学金のほか、通学費や教材費、さらには就学期間中の生活費までを含むものと定義する。これらの費用に関する子どもやその家族の負担を軽減する方法には、授業料の減免、給付あるいは貸与の奨学金、低利子の教育ローンなどがある。本稿ではこのような制度を総称して、「教育費支援制度」と

呼ぶことにする。

規模の大小の差はあれ、たいていどの国にも公的な教育費支援制度が存在する。個人的に消費される教育費を公的に負担する理由は、教育から利益を得るのは教育を受ける個人にとどまらず、社会全体におよぶことがあげられる。また、経済的な条件や個人の属性などで教育を受ける機会に格差が生じるべきではないという、「教育の機会均等」の理念も公的に負担を行うべき理由とされる。この教育の機会均等を保障することは、公正の観点からはもちろん、効率の観点からも重要である。つまり、経済的な理由で教育を受ける機会が閉ざされることは、その個人の潜在的な能力を生かせないという社会的な損失を生むことになるからである。さらに、教育を通じて社会移動を促すことが、社会の健全性の維持に寄与するとも考えられている。また、公的な負担で授業料等は無償や低額にするだけでなく、公的に奨学金や教育ローンなどを実施するのは、教育の機会均等の保障のためだけではなく、資金市場の性格にも起因している。教育は一時期に多くの費用を必要とするが、回収には長い期間を要するのが普通である。それだけ回収できないリスクが高くなるということであり、そのような教育資金を提供する市場は形成されにくい。そのため、公的な形での資金提供が必要とされるのである（小林・濱中・島 2002）⁴⁾。

義務教育のような無償教育や、かつての国公立大学の低額の授業料のような形での支援のあり方を除けば、日本における教育費支援は選別的に行われている。支援の対象者を決定する基準によって、支援制度はメリットベースとニードベースに分けられる。メリットベースの支援は、社会や学校などに貢献し得る人材への支援であり、学業やスポーツの成績などが援助の基準となる。一方のニードベースの支援は、先にあげた教育の機会均等の観点から行われる支援であり、親の経済力（収入や資産）を基準とすることが多い。

ニードベースの支援が親の経済力によって決定されるということは、「子どもの教育にかかる費用は親（家族）が負担するもの」との考え方がその背景に存在することを意味する。したがって、この考え方の強さによって支援がおよぶ範囲やその内容・程度が異なってくると考えられる。たとえばスウェーデンのように、所得に関わらず高等教育を無償で受けることができ、その間の生活費はすべての学生が公的な教育ローンを利用して賄うことが奨励される場合には、「教育費は親が負担する」という考え方はむしろ否定される（ICHEFAP 2004）。他の欧米諸国では、親の収入が低いほど、授業料の減免や給付奨学金による支援の割合が大きくなる。つまり、個人や家族の教育費負担は公的に肩代わりされることになる。ただし、近年はこれらの国でも親の責任を強調する方向への変化が見られるという（Jones and Wallace 1992 : 89-119 ; ICHEFAP 2004）。

一方、日本では欧米諸国と異なり、無償であるのは義務教育までで、高校からは公立でも入学金や授業料が必要となる。そのような日本における公的な教育費支援制度は、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金と、国民生活金融公庫の教育ローンを中心に成り立っているが、これらはいずれも貸与による支援である。奨学金の場合は子ども自身が借り、教育ローンの場合は基本的に親が借りるという違いがあるが、いずれも授業料の減免や給付の奨学金とは異なり、最終的には返済という形で利用者自身が費用を負担しなければならない。したがって負担の公的な肩代わりは一時的なものにとどまる。言い換えれば、日本の教育費支援制度は、個人や家族の最終的な負担を前提することで成立しており、それだけ家族依存性が強い制度である。